

○岡山県警察地域警察運営規程

(令和 6 年 12 月 23 日警察訓令第 42 号)

岡山県警察地域警察運営規程を次のように定める。

岡山県警察地域警察運営規程

岡山県警察地域警察運営規程(平成 5 年岡山県警察訓令第 7 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 28 条)
- 第 2 章 交番等(第 29 条―第 37 条)
- 第 3 章 機動警ら係及び機動警ら隊(第 38 条)
- 第 4 章 警備派出所及び直轄警ら係(第 39 条・第 40 条)
- 第 5 章 交番相談員(第 41 条)
- 第 6 章 雑則(第 42 条・第 43 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域警察運営規則(昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)の規定により、地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、規則に定めがあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域幹部 地域警察幹部のうち、警察署又は警察本部地域部の所属において地域警察の調査、企画、指導、運用、地域警察官の行う事件処理に関することをその事務として勤務する係長以上の職にあるもの(地域部地域課鉄道警察隊において勤務するものを除く。)をいう。
- (2) 本署 所属の警察署をいう。
- (3) 活動単位 規則第 5 条第 1 項各号に規定する勤務種別及び署所在地勤務(署所在地における勤務をいう。以下同じ。)のうち、個別の単位をいう。
- (4) 勤務例 活動単位ごとの勤務方法別の勤務時間の割り振りをいう。
- (5) 警ら区 所管区を分割して設けた警ら区域をいう。
- (6) 所管区勤務員 交番、署所在地、駐在所及び警備派出所(以下「交番等」という。)に配置された勤務員をいう。

(初動的な措置の範囲等)

第 3 条 規則第 3 条第 2 項の規定により定める初動的な措置の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 事件又は事故の現場における措置
 - ア 被害届の受理
 - イ 負傷者の救護及び身元の確認
 - ウ 立入禁止、保存線の設定等の現場保存
 - エ 現場及び現場周辺の検索による被疑者の発見及び検挙
 - オ 被害者、目撃者その他参考人の確保
 - カ 捜査資料の発見、収集及び保存
 - キ 現場の交通整理及び危険防止の措置
 - (2) 災害が発生し、又は発生するおそれのある現場における措置
 - ア 人命救助、避難誘導、警告等の措置
 - イ 現場の交通整理又は交通規制
 - ウ 被害の拡大防止のための応急措置
 - エ 犯罪の抑止のための警ら、警戒警備等
 - (3) 現認した交通法令違反に係る現場における措置
 - ア 交通切符、交通反則切符、点数切符等の作成及び告知
 - イ 指導、警告等の措置
- 2 犯罪に起因すると認められる災害の現場においては、前項第2号に掲げる措置とともに、次に掲げる初動的な措置を執るものとする。
- (1) 現場保存及び必要資料の収集
 - (2) 第一発見者、通報者その他参考人の確保
 - (3) 出火場所又は出火原因の捜査等応急活動
- 3 地域警察官は、前2項に掲げる初動的な措置のほか、事案の現場において次に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 不良行為をしている少年の発見現場における措置
 - ア 不良行為の中止
 - イ 所持が不相当と認められる物件の廃棄等に係る注意又は助言
 - (2) 要保護者の発見現場における措置
 - ア 要保護者の保護
 - イ 交番、警察署その他適当と認める施設への搬送等
- 4 地域警察官は、前3項に掲げる措置を執るときは、地域幹部又は事案に係る業務を所管する課の幹部に報告しなければならない。
- 5 地域警察官は、第1項から第3項までに掲げる措置を執ったときは、当該措置に関する必要な書類を作成しなければならない。
- 6 地域警察官は、第1項第3号に掲げる措置を執る場合であって交通法令違反者に交番その他の警察施設に同行又は出頭を求めるときは、地域幹部又は交通指導取締り業務を所管する警察署の幹部の指示を受けて行うものとする。

7 地域警察官は、現場に臨場した事件又は事故を所管する専務員に状況を報告するとともに、関係書類等を引き継ぐものとする。

8 警察署長(以下「署長」という。)は、警察署の実情に応じ、事件又は事故の初動的な措置の範囲を変更することができるものとする。

(地域警察勤務)

第4条 規則第5条第1項の規定により定める地域警察官の通常基本勤務は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行うものとする。この場合において、地域の実態に即して署長が必要がないと認めるときは、第1号に定める勤務方法のうち立番を行わないことができる。

(1) 交番勤務及び署所在地勤務 立番、在所、警ら及び巡回連絡

(2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡

(3) 移動交番車勤務 在所及び警ら

(4) 機動警ら係勤務 機動警ら及び待機

(5) 機動警ら隊勤務 機動警ら及び待機

(6) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら

(7) 直轄警ら係勤務 警ら及び待機

2 地域警察官の勤務の区分は、前項の通常基本勤務及び特別勤務(規則第5条第2項に規定する特別な活動を行うための地域警察勤務をいう。)並びに通常基本勤務及び特別勤務以外の勤務であって、地域警察部門以外の警察部門の応援業務その他の地域警察官の担当職務が含まれない業務に従事するもの(以下「転用勤務」という。)とする。

3 署長及び地域部機動警ら隊長(以下「署長等」という。)は、地域警察官を10日以上連続して転用勤務に従事させる場合は、あらかじめ警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得なければならない。

(交番等の名称の表示等)

第5条 交番等の名称の表示は、次の各号に掲げる種別に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 交番 ○○警察署○○(臨時)交番

(2) 署所在地 ○○警察署署所在地

(3) 駐在所 ○○警察署○○駐在所

(4) 警備派出所 ○○警察署○○警備派出所

2 施設が主要道路に面していない交番等にあつては、所在が分かるように道路案内板を設置するように努めるものとする。

(警ら用無線自動車の塗装等)

第6条 規則第7条第3項の規定により、警ら用無線自動車は、その車体の上部を白色に、下部を黒色にそれぞれ塗装するとともに、両側面に「岡山県警察」及び「POLICE」の文字を表示するものとする。

(地域部長等の責務)

第7条 地域部長は、地域警察の運営を掌理するものとする。

2 地域部地域課長は、地域警察の運営について企画、調整及び指導教養を行うものとする。

3 警察本部の地域部以外の部門の所属長は、その所管業務に関する指導教養を地域警察官に行うものとする。この場合において、地域警察活動に影響を及ぼすような施策を実施しようとする場合は、あらかじめ地域部地域課長に協議しなければならない。

(地域幹部等の職務)

第8条 地域幹部は、規則第10条第1項に規定する事項のほか、署長等から命じられた職務に当たるものとする。

2 宿直長又は日直長は、地域幹部と連携して、宿直又は日直の時間帯における地域警察運営において必要な指揮監督及び指導教養を行わなければならない。

(勤務制)

第9条 規則第11条第1項の規定により、地域警察官の勤務制は、次に定めるとおりとする。

(1) 交替制勤務

当番、非番、日勤及び週休日を組み合わせて、勤務員を交替させながら常時警戒体制を保持する三交替制又は四交替制による勤務

(2) 駐在制勤務

駐在所の施設に居住して、毎日一定時間おおむね昼間に活動し、勤務を要しない日を指定される勤務

(3) 日勤制勤務

ア 通常勤務

警察職員の勤務制、勤務時間等に関する規程(平成4年岡山県警察訓令第16号)別表に規定する通常勤務

イ 毎日勤務

毎日一定時間おおむね昼間に活動し、勤務を要しない日を指定される勤務

(勤務制の指定)

第10条 規則第11条第1項の規定により、地域警察官の活動単位ごとの勤務制については、次の各号に定める活動単位に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して他の勤務制による勤務の必要があると認めるものとして別に定めるものは、この限りでない。

(1) 交番勤務(交番所長として勤務する場合を除く。)、署所在地勤務、機動警ら係勤務、機動警ら隊勤務及び直轄警ら係勤務 交替制勤務

(2) 駐在所勤務 駐在制勤務

(3) 交番勤務(交番所長として勤務する場合に限る。)、移動交番車勤務及び警備派出所勤務 毎日勤務

- 2 署長等は、前項の規定により定められた活動単位ごとの勤務制以外の勤務制により地域警察官を勤務させる必要があると認めるときは、理由を付して本部長に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、勤務制の変更が個々の地域警察官の一身上の事情によるものであって、かつ、その期間が1か月未満であるときは、署長等が変更の承認をすることができるものとする。

(勤務日の指定)

第11条 署長等は、次に定める基準により、地域警察官の勤務日の指定を行うものとする。

- (1) 三交替制勤務にあつては、12週間につき第1当番日28回及び日勤日4回とする。ただし、必要がある場合は、第1当番日に替えて第2当番日及び日勤日を組み入れることができる。
- (2) 四交替制勤務にあつては、4週間につき第1当番日7回及び日勤日6回とする。ただし、必要がある場合は、第1当番日に替えて第2当番日及び日勤日を組み入れることができる。
- (3) 毎日勤務にあつては、4週間につき日勤日20回とする。

(週休日の指定)

第12条 署長等は、次に定める基準により、地域警察官に週休日を指定しなければならない。

- (1) 三交替制勤務にあつては、12週間につき週休日24回
- (2) 四交替制勤務及び毎日勤務にあつては、4週間につき週休日8回
- 2 署長等は、前項に定める週休日の指定に当たっては、業務運営に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

(勤務計画表)

第13条 署長等は、前2条の勤務日及び週休日を指定したときは、勤務計画表(様式第1号)を作成するものとする。

(勤務時間等)

第14条 警察職員の勤務制、勤務時間等に関する規程第3条第1項に基づく地域警察官の勤務時間等(通常勤務をする場合を除く。)は、別表第1のとおりとする。ただし、署長又は地域部機動警ら隊長が運用上必要があると認めるときは、勤務日及び勤務員名を明らかにして、勤務開始時刻及び勤務終了時刻を変更して勤務することを命ずることができる。

(勤務方法別の勤務時間の基準)

第15条 規則第11条第1項の規定により、地域警察官の勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間は、別表第2のとおりとする。

(勤務例の策定)

第 16 条 署長等は、規則第 11 条第 2 項の規定により、次に定める事項に留意して活動単位ごとに勤務例を策定するものとする。この場合において、勤務例は地域警察活動の効果を上げるため、主たる活動区域及び所管区の実態、季節等の変化に応じて、随時、見直しを図るものとする。

(1) 1 日当たりの正規の勤務時間は、交替制勤務にあつては 15 時間 30 分、日勤制勤務にあつては 7 時間 45 分とする。

(2) 当番日における夜間の連続休憩時間は、5 時間以下とする。

2 日勤制勤務の交番等(警備派出所を除く。)の勤務例の策定に当たっては、所管区内の治安情勢を踏まえた夜間の警らを実施させるため、必要により夜間の警らを設定した勤務例を策定するものとする。

(勤務変更)

第 17 条 地域警察官は、規則第 11 条第 4 項に規定する勤務変更をするときは、警察署にあつては地域幹部を経て署長に、地域部機動警ら隊(以下「機動警ら隊」という。)にあつては方面隊長又は方面隊の地域幹部を経て地域部機動警ら隊長に、それぞれ報告するものとする。

(活動実態の記録)

第 18 条 署長等は、活動実態表(様式第 2 号)により、毎日の地域警察官の活動実態を記録するものとする。

2 地域警察官は、勤務日における事件、事故等の取扱い及び活動内容の要点を活動記録簿(様式第 3 号)に記録しておかなければならない。

3 署長等は、地域警察官が取り扱った事件、事故等のうち、犯罪検挙の実績については、地域警察官による犯人検挙報告書(様式第 4 号)に記録するとともに、本部長に報告するものとする。

(施設及び装備資機材の整備等)

第 19 条 地域部地域課長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資機材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

(基本計画)

第 20 条 署長は、地域警察の効率的な運営を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を定めるものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、本部長の承認を得なければならない。

(1) 交番等の人員配置(交番所長に係るものを除く。)

(2) 交番等(警備派出所を除く。)のブロック編成

(3) 規則第 21 条の 2 第 2 項に規定するブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者(以下「ブロック統括責任者」という。)を配置する交番等(警備派出所を除く。)

- (4) 所管区ごとの警ら区及び警ら要点
- (5) 所管区ごとの受持区の区分
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域警察運営を行う上において必要な基本的事項
(月間運営計画)

第 21 条 署長等は、管内の実態を踏まえた地域警察運営を計画的に行うために、次に掲げる事項を内容とする月間運営計画を定めなければならない。

- (1) 活動重点及び指導重点
- (2) 日別の実働人員
- (3) 地域警察に関する行事
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域警察運営に必要な事項
(点検、指示等)

第 22 条 署長等は、地域警察官に対する服装及び携帯品の点検、指示、教養訓練等を、本署又は方面隊においておおむね月に 1 回行うものとする。

2 地域幹部は、地域警察官が勤務を開始する際には、前項に規定する点検、指示、教養訓練等を行うものとする。

3 前 2 項の指示は、前条に定める月間運営計画を踏まえて、当日実施しなければならない事項、留意事項等を系統的かつ簡潔に行うものとする。

(指揮監督及び指導教養)

第 23 条 地域警察官に対する指揮監督及び指導教養は、同行、面接、電話等の方法によるものとする。ただし、交番所長、地域幹部及び地域警察部門以外の警察部門の係長以上の職にある職員は、指揮監督及び指導教養した内容のうち必要な事項については、指導日誌(様式第 5 号)に記録し、警察署にあっては本署の地域課長を経て署長に、機動警ら隊にあっては方面隊長を経て地域部機動警ら隊長に、それぞれ報告するものとする。

(巡視)

第 24 条 署長は、交番等を巡回することによる前条の指揮監督及び指導教養(以下「巡視」という。)を行うとともに、本署の地域幹部及び地域警察部門以外の警察部門の係長以上の職にある職員(以下「巡視幹部」という。)にこれを行わせるものとする。

2 署長は、巡視計画表(様式第 6 号)に基づき、巡視幹部による巡視を計画的かつ効果的に行わせるとともに、その進捗状況の管理を副署長又は地域安全官に行わせるものとする。

3 署長は、全ての交番等に対して、いずれかの巡視幹部により毎月 1 回以上の巡視を行わせるものとする。

4 署長及び巡視幹部は、巡視による指導等の内容のうち、口頭による伝達ができない事項及び結果を確認する必要がある事項については、指導簿(様式第 7 号)を作成しておくものとする。

(巡回業務指導)

第 25 条 地域部地域課長は、地域警察の効果的な運営を推進するため、地域部地域課に配置された警察官に、警察署及び交番等を巡回することによる業務指導(以下「巡回業務指導」という。)を行わせるものとする。

2 巡回業務指導を行うため、地域部地域課に地域巡回業務指導官を置き、巡回業務指導に係る業務を所掌する地域部地域課の警部補以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。

3 地域巡回業務指導官は、必要に応じて、警察署における地域警察部門の会議に出席し、指示、指導等を行うことができるものとする。

4 地域部地域課長は、巡回業務指導により把握した事項のうち、改善等を要すると認められる事項については、巡回業務指導結果通知書(様式第 8 号)により当該警察署の署長に通知するものとする。

5 巡回業務指導結果通知書を受理した署長は、速やかに当該通知に係る事項について適切な措置を講じるとともに、その措置内容を措置状況報告書(様式第 9 号)により地域部地域課長に報告するものとする。

(勤務要領)

第 26 条 地域警察官は、地域警察活動に従事する場合は、その活動を行う場所において勤務例に従い、勤務しなければならない。

(勤務交替時の引継ぎ)

第 27 条 勤務交替時の引継ぎは、原則として配置された勤務場所において相互に面接して行うものとする。

(勤務上の留意事項)

第 28 条 地域警察官は、次に掲げる事項について常に留意しておかななければならない。

(1) 諸法令の研究に努め、実務能力の向上を図ること。

(2) 人権を尊重し、職権を乱用しないこと。

(3) 言動に注意し、公正妥当な取扱いを期すること。

(4) 親切丁寧な応接を旨とし、市民の理解と協力の確保に努めること。

(5) 個人情報取扱いに十分注意し、厳格な管理を行うこと。

(6) 相手方を傷つけ、不注意により受傷する等の事故を起こさないようにすること。

(7) 勤務場所を不在にするときは、不在中に訪れた市民の便宜を図るため、必要な措置を講じておくこと。

(8) 交番等の施設内外の整理並びに施設及び備品の適正な保管管理に努めるとともに、火災防止について万全の注意を払うこと。

第 2 章 交番等

(所管区等の変更)

第 29 条 署長は、次に掲げる各所管区の状況に留意するとともに、交番等の名称又は位置の変更、新設、統廃合等の必要が生じたときは、その理由を付して本部長に報告しなければならない。

- (1) 行政区画の変更
 - (2) 人口の変動
 - (3) 治安事象の変動
 - (4) 市街地構成の変動
 - (5) 道路、駅等の新設又は廃止
 - (6) 官公署、大規模工場、団地等の新設又は廃止
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、地域情勢の変化
- (交番所長)

第 30 条 交番所長は、警部の階級にある警察官をもって充てるものとする。

2 署長は、交番所長が不在となる場合にあっては、警部以上の階級にある地域幹部にその職務を代行させるものとする。

(班長等)

第 31 条 署長は、規則第 16 条の 2 第 2 項に規定する班長を指定するときは、勤務員(交番所長を除く。)のうち適当と認める者から指定するものとする。

2 署長は、交番所長の配置がない交番及び署所在地の責任者として、当該交番及び署所在地の勤務員のうち適当と認める者を交番責任者に指定しておくものとする。

(ブロック統括責任者)

第 32 条 署長は、ブロック統括責任者を指定するときは、交番所長を置く交番にあっては当該交番所長、交番責任者を置く交番及び署所在地にあっては当該交番責任者、その他の交番等(警備派出所を除く。)にあっては署長が適当と認める者をもって充てるものとする。

(警ら区及び警ら要点)

第 33 条 署長は、必要により交番等の所管区を分割して警ら区を設けることができる。

この場合において、特に重要な警ら区については、複数所管区の共同警ら区として指定することができる。

2 警ら区は、所管区ごとに一連番号を付して呼称するものとする。

3 警ら区内の特に警戒を要する施設、場所等は、警ら要点として定めるものとする。

(警ら回数及び警ら箱の設置)

第 34 条 署長は、警ら要点ごとに警ら回数の基準を定めておくものとし、必要と認める場合は、警ら要点に警ら箱を設置することができる。

2 署長は、警ら要点及び警ら回数について、常に検討を加え、変更又は増減を行う等警らの効果を高めるように配慮するものとする。

- 3 署長は次表の区分により、犯罪及び交通事故の発生、重要防護対象等の状況に応じ、昼夜間別の警ら回数基準を定めるものとする。

区分	1、2、11、12月	3、4、9、10月	5、6、7、8月
昼間	午前5時30分から 午後5時30分まで	午前4時30分から 午後6時30分まで	午前4時30分から 午後7時30分まで
夜間	午後5時30分から 翌日午前5時30分まで	午後6時30分から 翌日午前4時30分まで	午後7時30分から 翌日午前4時30分まで

- 4 警ら箱には、警ら要点ごとの警らの実施状況を記録するため、警ら表(様式第10号)を備えることができる。
- 5 所管区勤務員は、必要に応じて前項の規定により記録した警ら表を地域課長に提出するものとする。
- (巡回連絡)

第35条 巡回連絡の実施要領は、別に定める。

(移動交番車等の運用)

第36条 署長は、管轄する地域が次の各号に掲げる地域のいずれかに該当するときは、規則第21条第1項に規定する移動交番車又は臨時交番を運用することができる。

- (1) 警察施設から離れた地域
 - (2) 公共交通の利便性が十分に確保されず警察施設を利用し難い地域
 - (3) 住宅団地の造成等による人口増加の著しい地域
 - (4) 行楽、海水浴、祭礼等により一時的に多数の人が集まる地域
 - (5) 事件又は事故の多発等により検問を行う必要がある地域
 - (6) 災害その他重要事件の発生により現場活動を行う必要がある地域
 - (7) 損壊、建替等により、交番その他の警察施設が使用できず、代替となる拠点が求められる地域
 - (8) その他署長が必要と認める地域
- 2 署長は、臨時交番を設置しようとするときは、あらかじめ本部長の承認を得なければならない。
- 3 移動交番車の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、別に定める。
- 4 臨時交番の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、当該臨時交番を設置する署長が定めるものとする。

(資料の整理保管)

第37条 所管区勤務員は、所管区内において規則第2条に規定する任務を遂行するために必要な基礎資料を収集し、記録して執務に活用するものとする。

- 2 交番等に備え付ける簿冊その他の資料の整理保管に関する事項は、別に定める。

第3章 機動警ら係及び機動警ら隊

(機動警ら隊等の運用)

第 38 条 機動警ら隊の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、別に定める。

2 警察署の機動警ら係及び機動警ら隊が使用する警ら用無線自動車の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、別に定める。

第 4 章 警備派出所及び直轄警ら係

(警備派出所の運用)

第 39 条 警備派出所の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、当該警備派出所を設置する署長が定めるものとする。

(直轄警ら係の運用)

第 40 条 警察署の直轄警ら係の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、別に定める。

第 5 章 交番相談員

(交番相談員の運用)

第 41 条 交番相談員の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、別に定める。

第 6 章 雑則

(文書の保存)

第 42 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
勤務計画表	警察署及び機動警ら隊	1 年
指導日誌	警察署及び機動警ら隊	1 年
巡視計画表	警察署	1 年
巡回業務指導結果通知書	警察署	3 年
措置状況報告書	地域部地域課	3 年
活動実態表	警察署及び機動警ら隊	1 年
活動記録簿	警察署及び機動警ら隊	1 年
地域警察官による犯人検挙報告書	警察署、機動警ら隊及び地域部地域課	1 年
警ら表	警察署	1 年

(署長等への委任)

第 43 条 この規程に定めるもののほか、地域警察の運営に関して必要な細部事項は、署長等が地域部地域課長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の岡山県警察地域警察運営規程に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1(第14条関係)

勤務時間				休憩時間
勤務日	開始時刻	終了時刻	計	
第1当番日	午前8時30分	翌日午前8時30分	15時間30分	8時間30分
	午前9時30分	翌日午前9時30分		
	午後1時30分	翌日午前9時30分	7時間45分	
第2当番日	午後5時15分	翌日午前8時30分	7時間45分	7時間30分
	午後6時15分	翌日午前9時30分		
日勤日	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	1時間
	午前9時30分	午後6時15分		

別表第2(第15条関係)

1 交番勤務及び署所在地勤務

勤務日	勤務方法別の勤務時間				
	立番	在所	警ら	巡回連絡	計
第1当番日	1時間	3時間	5時間	2時間	15時間30分
	~ 2時間	~ 7時間	~ 10時間	~ 4時間	
第2当番日	1時間	2時間	3時間	2時間以上	7時間45分
		~ 5時間	~ 6時間		
日勤日	1時間	1時間	2時間	2時間以上	7時間45分
		~ 3時間	~ 5時間		

2 駐在所勤務

勤務日	勤務方法別の勤務時間			
	在所	警ら	巡回連絡	計
日勤日	1時間	2時間	2時間	7時間45分
	~ 3時間	~ 5時間	~ 4時間	

3 移動交番車勤務

勤務日	勤務方法別の勤務時間		
	在所	警ら	計
日勤日	1時間	4時間	7時間45分
	~ 4時間	~ 7時間	

4 機動警ら係勤務及び機動警ら隊勤務

勤務日	勤務方法別の勤務時間		
	機動警ら	待機	計
第1当番日	10時間 ～ 13時間	3時間 ～ 6時間	15時間30分
第2当番日	4時間 ～ 7時間	1時間 ～ 4時間	7時間45分
日勤日	4時間 ～ 7時間	1時間 ～ 4時間	7時間45分

備考 第1当番日の休憩時間が4時間30分であるときは、待機時間を1時間～5時間とする。

5 警備派出所勤務

勤務日	勤務方法別の勤務時間					
	警戒警備	立番	見張り	在所	警ら	計
日勤日	2時間 ～ 4時間	1時間 ～ 2時間	1時間	1時間 ～ 2時間	1時間 ～ 2時間	7時間45分

6 直轄警ら係勤務

勤務日	勤務方法別の勤務時間		
	警ら	待機	計
第1当番日	10時間 ～ 13時間	3時間 ～ 6時間	15時間30分
第2当番日	4時間 ～ 7時間	1時間 ～ 4時間	7時間45分
日勤日	4時間 ～ 7時間	1時間 ～ 4時間	7時間45分

備考 第1当番日の休憩時間が4時間30分であるときは、待機時間を1時間～5時間とする。